

## 会津若松市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱

(平成 16 年 3 月 31 日決裁)

(平成 18 年 3 月 31 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事を施工するに当たって、元請及び下請が講ずべき措置については、会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 26 年 8 月 5 日決裁）の例による。この場合において、同要綱第 2 号様式及び第 4 号様式中「会津若松市長」とあるのは「会津若松市上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。